

	高額療養費	高額介護合算療養費	埋葬料	出産育児一時金	出産手当金
支給要件等	療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、その支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する	一部負担金等の額(高額療養費が支給されるときは、その支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護サービス利用者負担額(高額介護サービス費が支給されるときは、その支給額を控除して得た額)及び介護予防サービス利用者負担額(高額介護予防サービス費が支給されるときは、その支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する	被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた者であって、埋葬を行うものに対し、埋葬料を支給する	被保険者が出産したときは、出産育児一時金を支給する	被保険者(任意継続被保険者を除く)が出産したときは、 出産の日 (出産の日が 出産の予定日 後であるときは、 出産の予定日) 以前42日 (多胎妊娠の場合は 98日)から 出産の日後56日 までの間において 労務に服さなかった期間 、 出産手当金を支給する
支給額等	①70歳未満(世帯全体)の高額療養費 [一部負担金等世帯合算額(②・③を控除した額)]-[高額療養費算定基準額] ②70歳以上の高額療養費 [70歳以上一部負担金等世帯合算額(③を控除した額)]-[高額療養費算定基準額] ③70歳以上の外来療養に係る高額療養費 [外来療養に係る70歳以上一部負担金等合算額]-[高額療養費算定基準額]	{[一部負担金等の額+介護(予防)サービス利用者負担額]- [介護合算算定基準額]}×介護合算案分率	5万円 ※埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合は、 埋葬を行った者 に対し、上記金額の範囲内で 埋葬に要した費用 に相当する金額を支給する	産科医療補償制度の対象分娩となる場合:1児につき 50万円 産科医療補償制度の対象分娩とならない場合:1児につき 48.8万円 ※妊娠4箇月以上の出産(死産、流産を問わず)が対象となる ※双子等の出産の場合は、胎盤数に関わらず1産児排出を1出産と認め、胎児数に応じて出産育児一時金が支給される	1日につき、 出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1 に相当する額の 3分の2 に相当する金額。 ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が12月に満たない場合にあつては、次の①・②のうち、 いずれか少ない額の3分の2 に相当する金額。 ① 出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1 に相当する額 ② 出産手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日 における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の 30分の1 に相当する額
備考				流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、 出産育児一時金等の金額は48.8万円とされる。	出産手当金を支給する場合においては、その期間、傷病手当金は支給しない。ただし、その受けることができる 出産手当金の額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

● 一部負担金等世帯合算額

被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれひとつの病院等から受けた療養(食事療養及び生活療養を除く)に係る一部負担金又は自己負担額(70歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、21,000円(75歳到達月の特例措置が適用される場合は、10,500円)以上のものに限り)を合算した額から「70歳以上の高額療養費」及び「70歳以上の外来療養に係る高額療養費」により支給される額を控除した額

● 70歳以上一部負担金等世帯合算額

被保険者又はその被扶養者が療養(70歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。)を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれひとつの病院等から受けた療養(食事療養及び生活療養を除く)に係る一部負担金又は自己負担額を合算した額から「70歳以上の外来療養に係る高額療養費」により支給される額を控除した額

● 外来療養に係る70歳以上一部負担金等合算額

被保険者又はその被扶養者が療養(70歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。)を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれひとつの病院等から受けた療養に係る一部負担金又は自己負担額を当該**被保険者又はその被扶養者ごと**にそれぞれ合算した額

70歳以上					
区分	① 70歳以上の外来療養	② 70歳以上	多数該当世帯の負担軽減	特定疾病患者の負担軽減	
単位・要件等	<ul style="list-style-type: none"> 個人ごとに合算 外来療養に限る 	<ul style="list-style-type: none"> 負担金すべて合算 70歳以上の外来・入院の負担金 ①で控除された額は除く 食事療養・生活療養を除く 	<ul style="list-style-type: none"> 以前12ヶ月以内に3回以上支給を受けていること 特定疾病患者除く 4回目から基準額が変更される 	<ul style="list-style-type: none"> 大臣の定める疾病（血友病・慢性腎不全・後天性免疫不全症候群） 保険者の認定 食事療養・生活療養を除く 	
算定基準額	現役並み 標準報酬月額 83万円以上	252,600 + (医療費-842,000) × 1%		140,100	20,000 (血友病・後天性免疫不全症候群は10,000)
	現役並み 標準報酬月額 53～79万円	167,400 + (医療費-558,000) × 1%		93,000	
	現役並み 標準報酬月額 28～50万円	80,100 + (医療費-267,000) × 1%		44,400	10,000
	一般被保険者 標準報酬月額 26万円以下	18,000 (年間上限:144,000)	57,600		
	低所得者Ⅱ (Ⅰ以外の者)	8,000	24,600	-	
	低所得者Ⅰ (一定の所得がない者)		15,000		

70歳未満					
区分	③ 70歳未満		多数該当世帯の負担軽減	特定疾病患者の負担軽減	
単位・要件等	<ul style="list-style-type: none"> 1レセプトごとに21,000円以上を合算 個人ごと、病院ごと、外来/入院ごとに計算 ①・②で控除された額を除く 食事療養・生活療養を除く 		<ul style="list-style-type: none"> 以前12ヶ月以内に3回以上支給を受けていること 特定疾病患者除く 4回目から基準額が変更される 	<ul style="list-style-type: none"> 大臣の定める疾病（血友病・慢性腎不全・後天性免疫不全症候群） 保険者の認定 食事療養・生活療養を除く 	
算定基準額	標準報酬月額 83万円以上	252,600 + (医療費-842,000) × 1%		140,100	20,000 (血友病・後天性免疫不全症候群は10,000)
	標準報酬月額 53～79万円	167,400 + (医療費-558,000) × 1%		93,000	
	標準報酬月額 28～50万円	80,100 + (医療費-267,000) × 1%		44,400	10,000
	標準報酬月額 26万円以下	57,600			
	低所得者	35,400		24,600	

その他	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費は毎月単位で考える 70歳以上とは、70歳になった月の翌月以後のこと 入院時の高額療養費については、現物給付で支給される 多数該当は同一保険者での療養に適用される(管掌する保険者が変わった場合は、支払回数は通算されない) 低所得者とは、市町村民税非課税者、生活保護法に規定する要保護者のこと
-----	--

介護合算算定基準額	区分	70歳以上(70～74歳)の世帯	70歳未満の世帯
	標準報酬月額 83万円以上	212万円	212万円
	標準報酬月額 53～79万円	141万円	141万円
	標準報酬月額 28～50万円	67万円	67万円
	標準報酬月額 26万円以下	56万円	60万円
	低所得者Ⅱ	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円		